

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人海の里（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。
2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対する報酬等は、職員給与と役員報酬等と明確に区分して支給するものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。
2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
3 この法人の常勤の理事の報酬月額を、別表「常勤の理事の報酬」に定めるとおりとする。
4 非常勤の役員に対する報酬は、別記1「非常勤の役員の報酬」に定める額とする。
5 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 月額で定められた報酬等の支給の時期は、海の里賃金規定第24条のとおりとする。
2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める施設外研修規定に基づいて、旅費及び必要な費用を支給する。
2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月22日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別記1（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

	日額
業務執行役員以外の理事	
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他, 法人・施設業務のための出勤	5,000円

(2) 監事

	日額
監事監査等への出席	5,000円
上記の他, 法人・施設業務のための出勤	5,000円

別記2（評議員の報酬）

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他, 法人・施設業務のための出勤	5,000円

※ 職員給与の支給を受けている理事1名について、個人情報の保護の観点から、当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表します。